b　四国地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記ａの再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

c　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記ａの再認定を受けた者を除く。）でないこと。

d　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次の要件を満たすものとする。

ａ　特定建設工事共同企業体の代表者は、平成８年度以降に元請けとして、次に掲げる要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

・ダム本体工事における洪水吐の施工実績
・ＮＡＴＭ工法によるトンネル内空断面積（標準部の覆工後の内空断面積）が80㎡以上かつ同一トンネルにおいて施工延長が300m以上の工事の実績
ただし、上記は同一工事でなくてもよい。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ｂ　特定建設工事共同企業体のａの代表者を除く構成員は、平成８年度以降に元請けとして、次に掲げる要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

・ダム本体工事における洪水吐の施工実績
・ＮＡＴＭ工法によるトンネル内空断面積（標準部の覆工後の内空断面積）が75㎡以上かつ同一トンネルにおいて施工延長が300m以上の工事の実績
ただし、上記は同一工事でなくてもよい。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

c　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木一式工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱う。

d　建設業法の土木一式工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い　６⑴ａの認定（６⑴ａの再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴ａの認定を受けていない構成員が６⑴ａの認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合においては、６⑴ａの認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴ａの認定を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知
「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期間
特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他
⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「平成23―27年度鹿野川ダムトンネル洪水吐新設工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。
⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

## 競争参加者の資格に関する公示

平成24年度において、東海旅客鉄道株式会社が購入する物品に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について次のとおり公示する。

平成23年９月29日

東海旅客鉄道株式会社
管財部長　稲葉　秀夫

◎調達機関番号　103　◎所在地番号　23

1　業務区分及び調達する物品等の種類　車両用モケット

2　申請の時期　平成23年９月29日から平成23年10月26日までとする。

3　申請の方法
⑴　申請者は、下記に照会すること。
〒450―6101 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目１番４号　ＪＲセントラルタワーズ　東海旅客鉄道株式会社　管財部資材課　担当　福田　友美　電話（052）564―2536
⑵　申請書等の作成にあたって用いる言語
日本語に限る。

4　資格に係わる基本となるべき事項　購入する物品の種類ごとに定める事項のほか、平成12年11月８日付官報公告「政府調達に関する協定に基づく公表」の第１条第３項第１号のいずれかに該当する者は競争に参加することができない。

5　申請者への資格審査結果の通知　申請者には、資格審査の結果を文書で通知する。

6　資格審査の有効期間　５の通知日から平成24年３月31日まで。

# 招　請

## 資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成23年９月29日

経理責任者　独立行政法人国立病院機構
宇都宮病院長　沼尾　利郎

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　09

**○第02703号（№02703）**

1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　導入計画物品及び数量　病院情報システム一式及び５年間のシステム保守業務委託
⑶　調達方法　購入等
⑷　導入予定時期　平成25年度第４・四半期
⑸　調達に必要とされる基本的な要件
①　本システムは独立行政法人国立病院機構宇都宮病院における診療業務及び経営管理業務を総合的に支援するためのもので、電子カルテ・オーダリングシステム（カルテ入力、カルテ書式設定編集、カルテ履歴参照、検査結果参照、診療予約、検査予約、処方指示、注射指示、服薬指導指示、処置指示、検査指示、放射線指示、リハビリ指示、食事指示、栄養指導指示、入退院指示、病棟移動指示、看護指示、クリティカルパス指示、病名入力等）、部門システム（医事会計｛債権管理、診断書作成管理、地域医療連携支援、物品管理、原価管理｝、調剤支援｛処方、調剤機器接続、薬剤情報、